

「総括原価方式」 回帰のための偽装

※「偽装」とは、事実を偽りまげて、もっともらしく^{しつら} 設え装うこと

1. 総括原価方式のまやかし

電力供給は公益性の高い事業であり、電力会社の安定的持続を目的として次のような「総括原価方式」が採用されている。

$$\begin{aligned} \text{電力料金収入} = & \\ & \text{〔原価〕 (発電・送電・電力販売にかかる全費用、施設などの減価償却費)} \\ & + \text{〔報酬〕 (原価} \times \text{約 3\%)} \end{aligned}$$

しかしながら、各種発電設備を比較すると原発の場合の電力料金収入が特別に高くなり、結果として総括原価方式は原発事業を助け、原発の強い推進力となっている。また、原発を保有する大手電力会社は他の民間企業と比較しても、利益確保の面では特別有利な立場にあるといえる。

同時に、大手電力会社が管轄する地域に対する電力供給権限は、ほぼ 100%当該電力会社に委ねられている。これは、適正な商取引を損ねるという意味で独占禁止法に抵触すると思われる。

総括原価方式では、「使用済み核燃料棒」は単なる「核のゴミ」ではなく、MOX 燃料の材料となり得る資産と評価され、原価に含まれることになる。しかし、「核燃料サイクル構想」は完全に破たんしており、「使用済み核燃料＝核のゴミ」の実態が進んでいる。核のゴミだとすれば、一定の処理を経た上で、それを安全に保管する場所を探さなければならない。1 万年間（2018 年間の約 5 倍）以上の長きにわたって管理しなければならない。こうして国民・人類に信じがたいほど多大の負担を残す問題を解決できていない。原発コストに大きく関係する問題でもある。

「総括原価方式」による規制料金は 2016 年に始まった電力自由化の流れに対立する仕組みである。また大手電力会社は民間企業でありながら、国家的保護政策のもとに、原発事業を一手に引き受け、電力を独占的に販売し、暴利をむさぼってきた。日本全体の産業育成を標榜する経済産業省も国民の批判が高まる中、電力供給を大手電力会社だけにまかせるわけにはいかないと考えたのであろうか、電力事業を「発電」、「送電」、「小売り」の 3 つに分け、各事業体の独立性を高めるとともに自由競争関係のなかで電力料金を決めていく仕組み作りに取り掛かった。2020 年 3 月までに総括原価方式を廃止するとともに、発電事業と送電事業を分離する「発送電分離」政策が動き出す予定である。

2. 経産省の変わらぬ姿勢

経産省は 2016 年から「電力自由化」政策の実施・実現に踏み出した。多くの国民は歪んだ原発政策を改善できる、原発に代わる電源として再生可能エネルギーを利用することができる、原発がもたらした様々な問題を解決する突破口を見出すことができると考え、「電力自由化」を受け入れたに違いない。

ところが、その後の大手電力会社に対する政府の対応は自由化以前と全く変わっていないと言わざるを得ない。

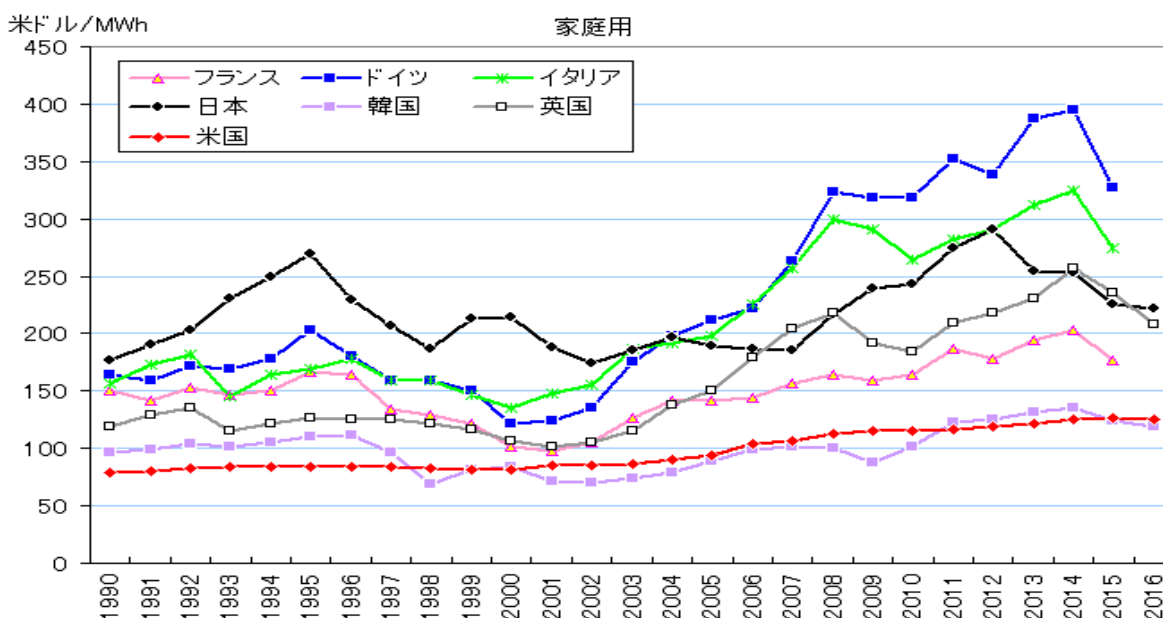
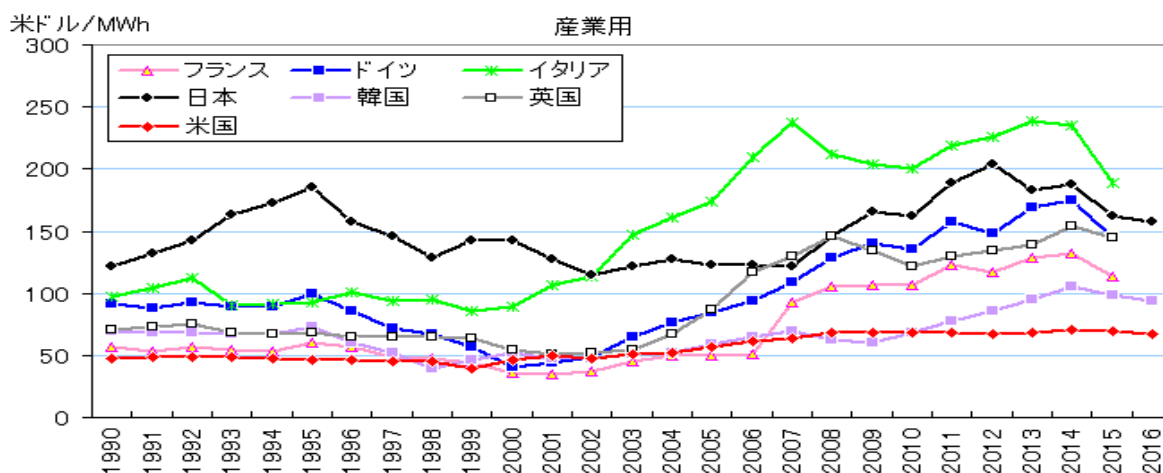
3. 原発の発電単価は最安なのか？

経産省による「原発の発電単価が最安」との主張は、今でも変わっていない。最近の原発コストに対する厳密な試算や研究結果によればこの主張は明らかに間違っている。最近の世界の脱原発の大きい流れは、「原発は危険である」と共に「原発は金がかかりすぎる」

が引き金となっている。また、日本でも経済的観点から原発コストの研究は進んでおり原発は最安どころか、最高ではないのかとの疑問まで出されている。

下の「電気料金国際比較図録」に示すように、日本の電気料金はトップレベルで推移している。イタリアの場合は、電気料金が高かった時期に、国民の節電意識が強くはたらいた結果として電力需要が落ち、電気料金を下げざるを得なかったと聞いている。なお、最近の世界的値下がりには油価とそれに連動する LNG の下落によるものである。

電気料金の国際比較



(注) 為替レート換算値

(資料) OECD/IEA, Energy Prices and Taxes, Volume 1999-1/2005-1/2016-2/2017-1

4. 大手電力会社に対する特別な配慮「基準価格保証制度」

大手電力会社及び資源エネルギー庁は、今でも「発電単価が最も安いのは原発であり、太陽光発電は原発の 1.5 倍である」との試算を変えていない。しかし本当に安いのであれば、大手電力会社は電力販売の自由競争に打ち勝つことができる筈である。

2014年8月21日、経産省がこの日の有識者会議で示した案では、完全自由化後も国と電力会社が原発で発電した電気の基準価格を決定し、市場価格が基準価格を下回った場合は、差額を電気料金などで穴埋めする。基準額は総括原価方式と同様に、原発の建設費や使用済み核燃料の処分費用などの投資額を基に決めるため、大手電力会社は全く損をしない

いばかりか電力自由市場を横目に利得を得るのである。

会議では九州大学の吉岡齊教授が「原発は極端な優遇策を講ずるに値しない」とする意見書を提出し、原子力資料情報室の伴英幸共同代表は「国や電力会社が繰り返してきた『原発は安い電源』との主張に矛盾する」と批判した。

「基準価格保証制度」はまさしく第二の総括原価方式であり、「電力自由化」を根底から破壊しようとするものである。電力自由化のかじ取りをおこなった同じ省庁が 100%相反するしくみを提案するとは。さすがに、この制度は立ち消えになったが、形を変えて復活する可能性を残している。

5. 問題が多い託送料金の徴収

2016年4月電力自由化の開始と同時に、送配電線を利用するすべての電力事業者からの託送料徴収が始まった。

徴収金は送配電線の保守管理に充てられるが、大半は原発の研究開発や立地対策の費用として使われる「電源開発促進税」及び、「使用済燃料再処理等既発電費相当額等」の確保に充てられる。原発を所有しない新電力から徴収する道理はどこにもない。競争相手に一方的に負担を強いることで電力独占体制を維持し原発事業の推進を図ろうとするものである。これも電力自由化の流れを阻害する仕組みであり、電力料金を押し上げる結果、その負担が国民の肩に重くのしかかることになるであろう。

6. 現在、経産省の主導で「再生可能エネルギー利用促進」と「電力自由化」の二つの政策が進められていて、次のような (FIT) 賦課金が課せられている。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価①

= (買取総額見込額② - 回避可能費用見込額③ + 費用負担調整事務費④) / 販売電力見込量⑤

①は、再生可能エネルギー利用促進のために電力料金に追加して徴収される賦課金の単価である。例えば、月 300kWh を使用する標準家庭の場合は、年 10,440 円の賦課金を支払わなければならない。右図で見るように賦課金の額は毎年増え続け当初の 13 倍に膨れ上がっている。

②は電力会社が買い取る再エネ電気の年間の買取総額の見込額である。

③は電力会社が再エネ電気を買取ることによって負担せずに済んだ年間の発電コスト相当額 (回避可能費用) の見込額である。これは多くの発電設備を所有する電力会社にとってはいかようにも算定できる場所であり、再エネ賦課金の増減に直接関係するところである。

④は費用負担調整機関の事務費の見込額である。

大手電力会社と経産省 (政府) のみにくい姿は次の 2 点に要約できよう。

(1) 生活に苦しんでいる人からもおしなべて賦課金を徴収し、その金によって自らの損失を免れている。

(2) 国民の多くは、脱原発と再エネを同時に求めているのであるが、原発問題には全く触れず、「再エネを望むのなら…」で集めた金を原発のために使う。

